

宿題事項等について

急性期医療に対する後方病床機能の評価.....	1
一般病棟入院基本料等の評価について.....	2
緩和ケア・がんに対するリハビリテーションの評価.....	3

急性期医療に対する後方病床機能の評価（抜粋）

第1 基本的な考え方

急性期医療を支えるためには、急性期医療の後方病床の確保や、在宅療養中の患者や介護保険施設の入所者の状態が軽度悪化した際に入院医療を提供できる病床の確保が重要であることから、地域医療を支える有床診療所や病院の療養病棟においてこのような患者を受け入れた場合を評価する。

第2 具体的内容

2. 病院の療養病棟又は有床診療所の療養病床が有する後方病床機能の評価

病院の療養病棟及び有床診療所の療養病床において、急性期の入院医療を経た患者、状態が軽度悪化した在宅療養中の患者や介護保険施設の入所者を受け入れた場合についての評価を新設する。



救急・在宅等支援療養病床初期加算（14日以内、1日につき）

〇〇〇点

[算定要件]

急性期医療を担う病院の一般病床、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、自宅等からの入院患者を療養病床で受け入れた場合に算定する。

[施設基準]

- ① 病院の場合は、療養病棟入院基本料を算定していること。
- ② 診療所の場合は、有床診療所療養病床入院基本料を算定している在宅療養支援診療所であって、過去1年間に在宅患者訪問診療の実績があること。

一般病棟入院基本料等の評価について（抜粋）

第1 基本的な考え方

人的資源を集中的に投入し、充実した急性期の入院医療を提供している医療機関における早期の入院医療を中心とした評価を行う。

第2 具体的な内容

2. 一般病棟入院基本料等の7対1及び10対1入院基本料において、月平均夜勤時間72時間以内の要件のみを満たせない場合、7対1、10対1特別入院基本料として評価する。

① 一般病棟入院基本料 7対1特別入院基本料 〇〇〇点※

② 一般病棟入院基本料 10対1特別入院基本料 〇〇〇点※

③ 結核病棟入院基本料 7対1特別入院基本料 〇〇〇点※

④ 結核病棟入院基本料 10対1特別入院基本料 〇〇〇点※

⑤ 精神病棟入院基本料 10対1特別入院基本料 〇〇〇点※

※該当入院基本料点数の〇〇〇%の点数と設定する。

[算定要件]

- ① 一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料及び精神病棟入院基本料の7対1入院基本料、10対1入院基本料の届出を行っているが、施設基準のうち看護職員の月平均夜勤時間数72時間以内であることの要件のみを満たせない場合
- ② 1カ月間を限度として算定できることとする

緩和ケア・がんに対するリハビリテーションの評価（抜粋）

第1 基本的な考え方

がん患者がより質の高い療養生活を送ることができるようにするため、外来におけるがんの疼痛コントロールを含めた緩和ケアの質の向上や入院における緩和ケア診療の充実、がんの疾患特性に配慮したリハビリテーション料を新設する。

第2 具体的な内容

2. 入院における緩和ケア診療の評価の充実

緩和ケア診療加算について、緩和ケアの質の向上を図るため、がん緩和ケアに携わる医師に対し、緩和ケアに関する講習会を受けて診療に当たることを要件とするとともに、診療報酬上、さらなる評価を行う。また、外部による医療機能の評価を受けていることとする要件について、見直しを行う。さらに、緩和ケア病棟入院料についても同様に、要件の変更を行う。

現 行	改定案
<p>【緩和ケア診療加算】</p> <p>300 点</p> <p>[施設基準]</p> <p>(1) 財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていること。</p>	<p>【緩和ケア診療加算】</p> <p>〇〇〇点 ②</p> <p>[施設基準]</p> <p>(1) <u>がん診療連携拠点病院若しくは準じる病院又は財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けた施設であること。</u> ②</p> <p>(2) 緩和ケアチームを構成する常勤医師が以下のいずれかの研修会を終了していること。</p> <p>ア がん診療に携わる医師に対する</p>

	<p>緩和ケア研修会の開催指針（平成20年4月1日健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会</p> <p>イ 緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（国立がんセンター主催）等 新</p>
--	--

○がん診療連携拠点病院に準じる病院とは、がん診療連携拠点病院の指定は受けていないが、地域のがん診療の中核となる病院として都道府県が認定している病院を指し、10都道府県で77病院が該当する。(平成21年9月時点)

都道府県認定 がん診療病院数について (H21.9.2版)				
	都道府県名	2次医療圏数	現在の拠点病院数	都道府県認定病院数
1	北海道	21	20	0
2	青森県	6	5	0
3	岩手県	9	9	0
4	宮城県	7	7	0
5	秋田県	8	9	0
6	山形県	4	6	0
7	福島県	7	7	0
8	茨城県	9	8	8
9	栃木県	5	6	0
10	群馬県	10	11	0
11	埼玉県	9	12	3
12	千葉県	9	13	0
13	東京都	13	14	10
14	神奈川県	11	12	0
15	新潟県	7	8	0
16	富山県	4	8	0
17	石川県	4	5	0
18	福井県	4	5	0
19	山梨県	4	4	0
20	長野県	10	8	0
21	岐阜県	5	7	0
22	静岡県	8	10	8
23	愛知県	11	14	0
24	三重県	4	5	0
25	滋賀県	7	5	3
26	京都府	6	9	4
27	大阪府	8	15	23
28	兵庫県	10	14	0
29	奈良県	5	6	0
30	和歌山県	7	6	0
31	鳥取県	3	5	0
32	島根県	7	6	0
33	岡山県	5	7	0
34	広島県	7	10	0
35	山口県	8	7	4
36	徳島県	6	3	0
37	香川県	5	5	0
38	愛媛県	6	7	0
39	高知県	4	3	0
40	福岡県	13	15	0
41	佐賀県	5	4	0
42	長崎県	9	6	4
43	熊本県	11	8	0
44	大分県	6	5	0
45	宮崎県	7	5	0
46	鹿児島県	9	7	10
47	沖縄県	5	4	0
	合計	348	375	77